



BAY HILLS

2025 年 12 月号

ベイヒルズSR通信

ベイヒルズ社労士事務所

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階

TEL: 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)

<https://www.bayhills-sr.jp>

【今月の一言】

今年も残すところあと 1 カ月となりました。毎年クリスマス前になると、「今年のケーキはどこで買う？」という課題が発生します。気づけば注文の締め切りが過ぎていて、いまだ定番が決まらない“クリスマスケーキ難民”状態です。

とはいえ、その都度ベストを探す柔軟さは、仕事でも大事なスキルのはず。今年は“任された業務”として、ケーキ難民を卒業したいと思います。

皆さんは、定番のお店はもう決まっていますか？
それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。
(事務員 S)

マイカー通勤手当の非課税限度額が
2025 年分年末調整から引上げに？

◆2025 年分年末調整における改正事項

今年の年末調整について、国税庁ホームページでは、昨年と比べて変わった点として、以下の情報を提供しています。

- (1)「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- (2)「扶養親族等の所得要件」の改正
- (3)「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当の非課税限度額が変わると、年末調整での対応が必要となる場合があります。

社会保険料の算定基礎にも影響する可能性がありますので、最新情報を確認しておきましょう。

◆政府が方針を決定

11 月 12 日、政府が非課税限度額を以下の通り引き上げる方針を固めたと報じられました。

10 km以上 15 km未満の場合

月額 7,100 円まで→7,300 円まで

55 km以上の場合

月額 31,600 円まで→38,700 円まで

◆ベースは人事院勧告

国税庁ホームページによれば、改正は人事院勧告(2025 年 8 月 7 日)を受けたもので、勧告本文では、「民間の支給状況等を踏まえ、200 円から 7,100 円までの幅で引上げ改定を行い、2025 年 4 月に遡及して実施する」とされています。なお、この実施は 11 月 11 日に閣議決定されています。

◆2026 年 4 月以降のさらなる改正も検討

2026 年 4 月以降のさらなる改正について、税制改正の議論を踏まえて決める方針とも報じられています。

人事院勧告には、「2026 年 4 月から、上限を『100 km以上』とし、『60 km以上』の部分について 5 km刻みで新たな距離区分を設ける」、「1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を 2026 年 4 月から新設する」とあります。

【NHK報道「政府 自動車通勤手当 非課税の限度額を引き上げる方針固める」】

【国税庁「年末調整がよくわかるページ(2025 年分)」】

スポットワーク直前キャンセルをめぐる訴訟と厚生労働省のリーフレット

いわゆるスポットワークには企業による直前キャンセルの問題がありましたが、それが司法の場で争われることになりました。飲食店で働くはずだった大学生が、店側のキャンセルに対して賃金を求めて提訴したのです。

◆経緯

川崎市の大学生の男性が提訴して請求した賃金額は 1 万 4,000 円でした。男性は 5 月にスポットワーク最大手のタイミーを通じて東京の飲食店で働く予定でしたが、その前日にスマホでキ

ャンセルの通知を受け取りました。1 年ほど前からスポットワークを開始し、毎回異なる飲食店で働いてきた男性にとってキャンセルは初めて。お金を貯めようとしていた男性は別の仕事を探したものの、自宅から通いやすいなどの仕事は見つかりませんでした。それ以降も別の仕事先で直前キャンセルが 3 件続いた男性は、提訴に踏み切りました。

◆双方の主張

男性の原告側は、「マッチング時点で労働契約が成立したとするのが実態に即して合理的だ」と主張。タイミーが「労働契約は出勤時に QR コードを読み込むことにより締結される」としていることについて、原告側は意図的に休業手当を支払わずにでき、労働基準法に違反するとして、賃金の支払いを求めています。被告である飲食店の経営者は、マッチング時に労働契約が結ばれるという認識はなかったとしています。

◆厚生労働省のリーフレット

スポットワークをめぐるのは、7 月に厚生労働省が「別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立する」との留意点を示したリーフレットを出しました。これを受けて、主要なアプリ事業者は 9 月に規約を見直しました。

今後、スポットワークのビジネスモデルに影響が出るともいわれている裁判の行方が注目されます。

【厚生労働省「いわゆる「スポットワーク」の留意事項等」】

12 月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10 日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降採用の労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○特例による住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

31 日

○健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出

[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

[公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出

(雇用保険の被保険者でない場合)

<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

○固定資産税・都市計画税の納付

<第 3 期>

[郵便局または銀行]

※都・市町村によって異なる場合がある。

本年最終給与日の前日まで

○年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出

[給与の支払者(所轄税務署)]

○給与所得者の保険料控除申告書

給与所得者の配偶者控除等申告書

○住宅借入金等特別控除申告書

給与所得者の基礎控除申告書

所得金額調整控除に係る申告書の提出

[給与の支払者(所轄税務署)]

※土曜・日曜・祭りと重なる場合は、翌日になります。